

第三十四回国会 参議院地方行政委員会會議録第二十七号

昭和三十五年六月十七日(金曜日)午後三時十九分開会

委員の異動

本日委員大沢雄一君辞任につき、その補欠として松平勇雄君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 新谷寅三郎君

委員

上林 忠次君
郡 祐一君
近藤 鶴代君
館 哲二君
松平 勇雄君
山本 杉君
湯澤 三千男君

政府委員

自治政務次官 丹羽喬四郎君
自治庁長 柴田 護君
官官房長 奥野 誠亮君
自治庁財政局長 福永 亨一郎君
事務局側 常任委員 会専門員

本日の会議に付した案件

○昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(新谷寅三郎君) ただいまから地方行政委員会を開会いたします。

委員の異動について御報告いたします。

本日付けをもって委員大沢雄一君が辞任され、その補欠として松平勇雄君が委員に選任されました。

○委員長(新谷寅三郎君) 前回に引き続き、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を議題といたします。御意見のある方は御発言を願います。——別に御発言もなければ、これにて質疑は尽きたものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないものと認めます。

これより討論に入ります。御意見のある方は、賛否を明らかにしてお述べを願います。——別に御発言もなければ、これにて討論は終局したものと認めて御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないものと認めます。

これより採決に入ります。昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案を問題に供します。本案を衆議院送付案通り可決することに賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(新谷寅三郎君) 全会一致でございます。よって本案は、全会一致をもって衆議院送付案通り可決すべきものと決定いたしました。

なお、諸般の手続等につきまして、先例によりこれを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(新谷寅三郎君) 御異議ないものと認め、さよう決定いたしました。

本日は、これにて散会いたします。
午後三時二十一分散会

六月十七日本委員会に左の案件を付託された。

一、昭和三十五年五月のチリ地震津波による災害を受けた地方公共団体の起債の特例に関する法律案(予備審査のための付託は六月十四日)

昭和三十五年六月二十一日印刷

昭和三十五年六月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局